

## 平成30年度 中央卸売市場運営方針

(市場長：田端 尚伸)

## ◆計画

## 区・局の目標（何をめざすのか）

中央卸売市場は、安全・安心な生鮮食料品の安定供給を行う流通の拠点施設であるとともに、大阪経済における産業基盤としても重要な存在であり、大都市の基本インフラとしてその役割・機能を十分に発揮し、市民・消費者の食生活の安定に資する。

## 区・局の使命（どのような役割を担うのか）

適正かつ健全な市場運営の確保に向けて、公民が各々の役割と責任を認識し、より一層連携強化のうえ、公共性の確保、経営の安定化、業務の効率化、競争力の強化などの課題に取組み、中央卸売市場の有する社会的役割・機能を安定的かつ持続的に発揮していく。

## 平成30年度 区・局運営の基本的な考え方（区・局長の方針）

中央卸売市場が担っている社会的役割・機能を持続的に発揮していくため、引き続き経営の健全性の確保に取り組むとともに、民間活用の拡大による市場の管理運営の効率化と、市場内事業者と共に市場機能の向上に向けた取組みを進める。

## 重点的に取り組む主な経営課題（様式2）

経営課題の概要	主な戦略
<b>【経営課題1 経営基盤の強化】</b>  経営健全化基準達成後も依然として当年度損失が生じていることから、赤字解消に向けた取組みを積極的に行っていかなければならない。 市場をめぐる状況は厳しさを増しているが、生鮮食料品を安定供給する流通の拠点施設として、さらには大都市の基本インフラとして、今後ともその役割・機能を発揮していけるよう経営基盤の強化を図る必要がある。	<b>【1-1 経営の健全性の確保】</b>  中央卸売市場事業会計において引き続き経営の健全性を確保するため、収支の単年度黒字化と資金不足比率を20%未満に抑制するという考えに基づいた取組みをすすめる。

## 主な具体的取組（30年度予算額）

<b>【1-1-1 収支見込に基づく取組】</b> 平成27年度に作成した「中央卸売市場事業会計収支見込」(平成28年度から平成47年度までの中央卸売市場事業会計の収支見込み。以下、「収支見込」という。)を達成するため、引き続き経営の健全性を確保するための各種取組を実施していく。[予算額 一円]
---

## 「市政改革プラン2.0」に基づく取組等（様式3）

主な取組項目	取組内容
経営システムの見直し	安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという公的インフラとしての役割を果たしていくため、民間活力を最大限活用しながら、効率的な管理運営を行う。 ①本場・東部市場への指定管理者制度の導入 ②南港市場将来戦略プランに基づく市場機能の向上と市場運営の効率化

## ◆自己評価

## 1年間の取組成果と今後取り組みたいこと

・安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するという中央卸売市場の社会的役割・機能を安定的かつ持続的に発揮していくため、経営基盤強化をめざして、民間活用の拡大による市場の管理運営の効率化と、市場内事業者と一体となった市場機能の向上や競争力の強化に取り組んできた。

## 【本場・東部市場】

・設備管理業務の委託範囲拡大等による業務の効率化(ESCOの導入や長期契約の締結等)など、管理運営経費の削減に取り組んだ。

・本場においては、市場内事業者の競争力強化に資するコールドチェーンや加工場等の確保など、機能強化をめざして、開設者が基幹施設の整備に取り組み、各事業者においてニーズに応じた設置工事を行うという、官民の役割分担のもと、本場の再整備をすすめている。

・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく「経営健全化計画」を平成21年度に策定し、経営健全化基準(資金不足比率20%未満)を平成27年度に達成した。以後、経営の健全性を確保するため、平成27年度に「収支見込」を策定し、収入確保や経費節減など各種取組みを実施しており、その成果となる毎年度の決算と将来予測について「収支見込」と大きな乖離は生じていない。引き続き、資金不足を生じさせない経営の健全性の確保に向け本取組みを進めていく。

・本場・東部市場における指定管理者制度の導入については、引き続き検討を行ってきた。

## 【南港市場】

・南港市場の経営戦略である「南港市場将来戦略プラン」に基づき、施設の老朽化・狭隘化への対応や更なる衛生水準・機能の向上を図るため、大規模施設整備に向けた実施設計の委託業者を決定した。今後、令和元年度中に実施設計を完了させるとともに工事にかかる入札公告を行い、令和2年度に着工、令和3年度の新施設稼働をめざして施設整備事業を着実に推進していく。

## 解決すべき課題と今後の改善方向

・中央卸売市場の開設根拠法である「卸売市場法」について、取引規制や管理運営のあり方を抜本的に見直した改正法が昨年6月に公布、来年6月から施行される。

・中央卸売市場は安心・安全な生鮮食料品を安定的に市民に供給する役割を担っており、改正法施行後も引き続き、その役割・機能を発揮していけるよう市場の活性化を図る取組を、卸・仲卸など市場内事業者と連携して積極的に進める必要がある。

## 【本場・東部市場】

・改正卸売市場法施行後も引き続き、中央卸売市場が高い公共性を果たしてしていくため、市場の活性化を図る取組を積極的に進める必要がある。指定管理者制度を含めた市場運営のあり方については、改正卸売市場法の施行後の状況を踏まえながら、市場内事業者と連携した活性化の取組の中で検討を行う。

・中央卸売市場事業会計については、経営健全化基準達成後も依然として厳しい状況にあり、未利用施設の活用等、収支改善に向けた取組を積極的に行っていく。

## 【南港市場】

・南港市場の施設整備事業については、食品衛生法の改正に伴う新たな衛生管理手法(HACCP)の義務化に対応できるよう、令和3年度の新施設稼働をめざし、着実に推進していく。